平成２３年（フ）第２３３号
兵庫県伊丹市中央５丁目４番23号、前住所兵庫県伊丹市堀池４丁目３番11号
債務者　松原　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９６号
兵庫県三田市学園３丁目１番地　Ｂ棟103号、前住所兵庫県西宮市老松町13番14号
債務者　白井登美子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８７号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目19番５号
債務者　藤本　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目19番５号
債務者　藤本　律子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２３号
兵庫県西宮市森下町９番23―206号、前住所兵庫県西宮市上甲子園２丁目３番33―202号
債務者　紀伊　義人
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４３号
兵庫県尼崎市南清水36番１―1105号、住民票上の住所兵庫県尼崎市食満５丁目23番10―303号
債務者　財津　直美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９号
広島県福山市水呑町4880番地　１－９、旧住所広島県福山市曙町２丁目10番22号　ＫＡＴＺＨＯＵＳＥ101
債務者　田原　治子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８３７号
北九州市小倉南区企救丘５丁目１番38号
債務者　木村　陽介
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２５号
北九州市若松区畠田１丁目10番９―102号
債務者　宮地　隆志
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０２号
北九州市小倉北区高坊１丁目５番５―304号
債務者　白尾　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０５号
北九州市八幡西区市瀬１丁目８番５号
債務者　村﨑　朱美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３５号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目17番４―402号
債務者　馬場友紀子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３７号
福岡県遠賀郡水巻町伊左座４丁目２番23号
債務者　中本　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３８号
北九州市八幡西区幸神３丁目６番５―401号
債務者　岡本　秀和（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７７号
北九州市小倉北区竪町１丁目３番20号
債務者　中原　千佳
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８０号
北九州市小倉南区横代北町１丁目８番33号
債務者　西村由美子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８１号
北九州市小倉南区横代北町１丁目８番33号
債務者　西村　篤史
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０号
佐賀県佐賀市多布施３丁目４番６号
債務者　髙松千恵子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係